

指定電気通信設備を用いた「卸役務」への 必要な措置に関する論点について

令 和 2 年 2 月

総務省
料金サービス課

第1部 第4章 第1節 他者設備の利用とルールの見直し

4. 他者設備の利用とルールの見直しの方向性

指定設備は、他の事業者の事業展開上不可欠性や優位性を有する設備であるが、同設備の利用に当たっては、料金等の提供条件について厳格なルールが適用される「接続」と、原則非規制の「卸役務」の形態が並立することにより、提供条件等の適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られてきた。

しかし、現状、指定設備卸役務の中には、接続では実質的に代替困難なもの※が存在するなど、利用事業者から提供条件等に関する課題の指摘が累次にわたり寄せられているところ、現行の制度を見直し、提供条件の適正性と柔軟な設備利用のバランスを確保することで公正競争を確保する必要がある。

上記を踏まえ、指定設備卸役務に関し、提供条件等の透明性・適正性・公平性の確保のために必要なルールの検討を進めることが適当である。その際、卸役務により、柔軟な設備利用が実現し、利用者利便の向上に結び付いたという側面を考慮し、サービスの発展段階等に応じて規制の程度を柔軟に設定することも必要である。

指定設備卸役務の提供条件等の透明性・適正性・公平性を確保するための方策としては、指定設備卸役務の契約締結の手続きや契約内容等について公正競争確保の観点から必要な事項をガイドライン等で示すことなどが考えられる。

その上で、総務省において、各指定設備卸役務について接続と卸役務の代替性を検証し、接続では実質的に代替困難な可能性があるものについては、接続での代替を困難にしている事由を確認した上で、設備投資等への影響も踏まえつつ、公正競争上の観点から接続・卸役務双方について更なる措置を講ずることが考えられる。

接続では実質的に代替困難な可能性がある指定設備卸役務について、一層の透明性・適正性・公平性を確保するため、下記のような措置が考えられる。

- ① 総務省において、コスト水準(接続料相当)を基礎としたベンチマークを作成した上で、当該ベンチマークと実際の卸料金水準との乖離について提供事業者からの説明に基づき検証し、検証結果を共有すること
- ② コスト水準(接続料相当)、卸料金水準及びエンドユーザ向け役務の料金水準を時系列で比較し、卸料金水準の適正性について提供事業者からの説明に基づき検証し、検証結果を共有すること
- ③ 総務省の検証結果を踏まえ、提供事業者において適切に卸料金等の見直しを検討すること

また、今後、サービスが多様化していくことを踏まえ、総務省において、一定の指定設備卸役務に関する提供条件等の実態を適切に把握し、情報を整理・公表していくとともに、利用事業者が提供条件等の公平性等を自ら確認する仕組みを一層充実させることについても、検討を進めていく必要がある。

上記の一部施策の具体化に当たっては、総務省の研究会等において検討することが適当である。特に、卸料金水準の適正性等に関する検証結果の共有の在り方については、共有する情報の粒度、共有先の範囲等の観点から、更に検討を進めることが適当である。

これまでの本研究会での接続との代替性検証に関する議論及び情報通信審議会の最終答申を踏まえると、「モバイル音声卸」、「光サービス卸」について、以下の措置に関し具体的な検討が必要ではないか。

(1) 卸役務の提供条件等の適正性、公平性、透明性の確保のために必要なルール

- ① 卸役務の契約締結の手続きや契約内容等について公正競争確保の観点からガイドライン等により明確化が
必要な事項
- ② 一定の指定設備卸役務の提供条件等について適切に実態把握する方法
- ③ その他指定設備卸役務の透明性・適正性・公平性の確保に必要なルール

(2) 卸料金の適正性についての検証方法

- ① コスト水準(接続料相当)を基礎としたベンチマークを用いた検証及び検証結果の公表
 - ② コスト水準(接続料相当)、卸料金水準及びエンドユーザ向け役務の料金水準を時系列で比較することによる検証及び検証結果の公表
- ※ 検証結果を踏まえ、指定事業者が適切に卸料金等を見直しているかについても確認

(1) 卸役務の提供条件等の適正性、公平性、透明性の確保のために必要なルール

- ① 卸役務の契約締結の手続きや契約内容等について公正競争確保の観点からガイドライン等により明確化が必要な事項
- ② 一定の指定設備卸役務の提供条件等について適切に実態把握する方法
- ③ その他指定設備卸役務の透明性・適正性・公平性の確保に必要なルール

① 卸役務の契約締結の手続きや契約内容等について公正競争確保の観点からガイドライン等により明確化が必要な事項

- 「光サービス卸」、「モバイル音声卸」について、卸役務の契約締結の手続きや契約内容等について公正競争確保の観点からガイドライン等により明確化が必要な事項としてどのようなものが考えられるか。

例えば、接続約款、光サービス卸の契約内容、モバイル音声卸に係る約款の記載を比較すると、

- ・ 接続約款には規定があるものの、卸契約には記載がないもの(例えば、守秘義務の例外としての卸先事業者による主務管庁や裁判所の要請に基づく報告等)や、
- ・ 記載内容に大きな差異があるもの(例えば、提供料金が指定事業者からの通知によって変更が可能、指定事業者が事務所に立ち入り検査を行える等)

がある※が、これを踏まえて、ガイドライン等で明確にすべき部分をどのように考えるか。

※ 参考資料30-3のP46にNTT東西の接続約款、光サービス卸契約内容、NTTドコモのモバイル音声卸に関する約款の記載事項の比較表を掲載。

- 「光サービス卸」「モバイル音声卸」以外の指定設備を用いた卸役務(将来提供される卸役務を含む)についても、卸契約に当たって、同様に担保しておくべき内容があるか。

② 一定の指定設備卸役務の提供条件等について適切に実態把握する方法

- 最終答申において、「総務省において、一定の指定設備卸役務に関する提供条件等の実態を適切に把握し、情報を整理・公表していく」必要があるとされたことを踏まえ、総務省において、実態把握を強化するため、電気通信事業法施行規則に基づく届出事項(対象)の変更を内容とする省令改正を検討しているが、課題が寄せられている「光サービス卸」「モバイル音声卸」に関する届出の充実を検討することに加え、指定設備を用いた卸役務について、実態把握を強化すべきものは想定されるか。

※ なお、「フレキシブルファイバ」については、最終答申において「フレキシブルファイバ等をはじめ卸役務を通じた提供の拡大が想定されることから、実態を適切に把握し、公正競争上の影響を検証した上で、必要に応じ、制度的措置を検討することが適当である。」とされたことを踏まえ、昨年12月23日に総務省からNTT東日本・西日本に対して実態把握のために契約内容等の報告を求める要請を行い、報告を受けている。

③ その他指定設備卸役務の透明性・適正性・公平性の確保に必要なルールがあるか。

(2) 卸料金の適正性についての検証方法

- ① コスト水準(接続料相当)を基礎としたベンチマークを用いた検証及び検証結果の公表
- ② コスト水準(接続料相当)、卸料金水準及びエンドユーザ向け役務の料金水準を時系列で比較することによる検証及び検証結果の公表

1. 卸料金の適正性検証の基本的な考え方

- 接続による代替性が十分ある場合には、適正な卸交渉が期待できることから、卸役務による柔軟な設備利用を過度に阻害しないよう、接続との代替性が不十分な指定設備卸役務を検証対象とし、接続による代替性がないものと一定程度あるものに分けて検証すべきではないか。
- 接続による代替性がない指定設備卸役務については、接続による代替手段がなく適正な卸交渉が期待できないことから、直接的に料金水準の適正性を検証すべきではないか。【⇒重点的な検証対象】
- 一方で、それ以外の接続との代替性が不十分な指定設備卸役務については、接続による代替手段が一定程度存在することにより適正な卸交渉に寄与することができるので、それを一層促進するため、現に公正競争上の著しい弊害が生じている場合を除き、「重点的な検証対象」とは検証方法に差異を設け、透明性の確保に重点をおいた検証を行うべきではないか。【⇒その他の検証対象】
- 具体的には、「重点的な検証対象」は、①の検証について総務省がベンチマーク設定の考え方を示し、それに基づき指定事業者においてベンチマークとなる金額を算出し、卸料金の検証を行うことにより適正性を直接的に検証するとともに、②の時系列比較による検証も実施してはどうか。

一方で、「その他の検証対象」は、①のベンチマークによる直接の卸料金の検証は行わないこととし、総務省が示すベンチマーク設定の考え方を踏まえながら、コスト水準(接続料相当)と卸料金の差分(回収しようとしている費用項目等)について検証し、総務省に報告するとともに、②の時系列比較による検証も実施してはどうか。

- 検証結果について、適正な卸交渉に寄与する観点から、一定の情報について卸先事業者が把握可能なよう公表することが必要ではないか。
- 総務省においては、検証の実施に係るガイドラインを作成し、円滑な検証の実施を担保すべきではないか。
- 検証を実施した結果、指定事業者が適切に卸料金の見直し等を行っているか確認することが必要ではないか。

2. ベンチマークを用いた検証の考え方

- 指定設備卸役務の性質や指定事業者ごとの状況にも配慮する観点から、総務省はベンチマークとなる金額を示すのではなく、ベンチマーク設定の考え方を示し、それをもとに具体的なベンチマークとなる金額は指定事業者が自ら算定して、算定根拠を含め総務省に報告する形が適切ではないか。
- この場合に、総務省が示すベンチマーク設定の考え方は、情報通信審議会の最終答申において「コスト水準(接続料相当)を基礎としたベンチマーク」とされていることを踏まえ、これを基本としつつ、どのようなものとすることが適切と考えられるか。
- 総務省が示すベンチマーク設定の考え方に基づいて、指定事業者が算定したベンチマークとなる金額を卸料金が上回っている場合には、不当な競争を引き起こすものではないことについて、指定事業者は論拠を示す必要があるのではないか。
- これらの検証結果については、指定事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を除いては、卸先事業者が確認できるよう、可能な限り公表することを検討すべきではないか。

3. 時系列比較による検証の考え方

- コスト水準(接続料相当)、卸料金水準及びエンドユーザ向け役務の料金水準を時系列で比較し、コストの変動が適切に卸料金に反映されているか、反映されていない場合には、どのような理由があるか等について、指定事業者自ら検証し、検証結果を総務省に報告することとしてはどうか。
- 総務省は、報告を受けた検証結果について、例えば、それぞれの金額の差分が前年度と比較して縮まっているか、広がっているか等について公表し、卸先事業者が推移を把握するようにしてはどうか。

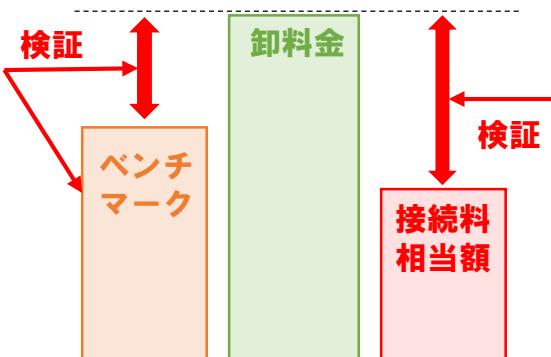
- 指定設備卸役務ごとに接続との代替性及び公正競争上の弊害が生じている程度に応じ、「重点的な検証対象」と「その他の検証対象」に分け、卸料金の適正性についての検証を総務省が作成するガイドラインに沿って実施。
- 「重点的な検証対象」については、接続による代替手段がなく適正な卸交渉が期待できないことから、総務省がガイドラインにおいて示すベンチマーク設定の考え方方に沿って、指定事業者において自らベンチマークとなる金額を算定し卸料金の適正性を検証。
- 検証を実施した結果、指定事業者が適切に卸料金の見直し等を行っているかについても確認。

重点的な検証対象

(接続との代替性がない卸役務、又は一定程度代替性を有するものの現に公正競争上の著しい弊害が生じている卸役務)

1. ベンチマークを用いた適正性の検証

- 1) 総務省が示すベンチマーク設定の考え方方に沿って、指定事業者において、ベンチマークとなる金額を算定し、卸料金の適正性を検証し、算定方法とともに総務省に検証結果を報告。
- 2) 指定事業者は卸料金について自ら検証し、卸料金がベンチマークを上回っている場合には、不当な競争が生じていないことについての論拠を併せて報告。
- 3) 総務省において検証結果を評価の上、一定の内容を公表。



その他の検証対象

(接続との代替性が不十分な指定設備卸役務のうち「重点的な検証対象」以外の卸役務)

1. 卸料金と接続料相当額の差分の検証

- 1) 総務省が示す卸料金設定の考え方を参考にしながら、卸料金と接続料相当額の差分(回収しようとしている費用項目等)について指定事業者において検証し、総務省に検証結果を報告。
- 2) 総務省において検証結果を整理し、一定の内容を公表。

2. 時系列比較による適正性の検証（重点的な検証対象、その他の検証対象共通）

- 1) 接続料相当額、卸料金、小売料金について、時系列で比較し、コストの変動が適切に卸料金に反映されているか、反映されていない場合には、どのような理由があるか等について、指定事業者自ら検証し、検証結果を総務省に報告。
- 2) 総務省において、報告をもとに、毎年度の差分の拡大、縮小の状況等について公表。

